

令和2年 第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月12日(火)
午前10時00分から午前11時10分
2. 開催場所 久世公民館 2階 大ホール
3. 出席委員 (37人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 5番 中山克己
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
推進委員 20番 高野 勉 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 松下清治 29番 渡邊次男
30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹 32番 池田 薫 33番 三村訓弘
34番 山本明彦 36番 池田琢壘 38番 各務和裕 39番 白石寛志
40番 黒田勝美 41番 有富正博 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (8人)
農業委員 無し
推進委員 24番 錦 保 28番 太安隆文 35番 中芝通雄 37番 澤本基兄
42番 槇橋一夫 43番 入澤靖昭 44番 小林太郎 45番 筒井一行
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第28号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第5 議案第29号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第6 議案第30号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第7 議案第31号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)の決定について
日程第8 議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決
定について

日程第9 報告第13号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第10 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
山本知実

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

会 長

皆さんおはようございます。ご苦労さまです。

5月になりまして非常に新緑もきれいなということで、非常に過ごしやすいくところとなってきましたけども、新型コロナウイルスということで非常に多くの不便もあるとというところがございます。

非常にこの会場も、本庁舎ができるまでは農業委員会、この会場で行われております。久しきかなという感じもしております。

コロナウイルスも緊急事態宣言出まして非常に大変だろうというふうに思いますけど、この連休明けから少し緩和されている感じでしょうか。人も出るようになってくるということでございます。今後どのようなかわからないわけですけど、そこら辺をしっかりと政府の方からも示していただけるんじゃないだろうかというふうに思います。

これについて農業関係、非常に大きな影響を受けているんだろうと思います。日本の農業、非常に輸入に頼っているわけでもございまして、自給率も非常に下がっているというところがございます。人の移動もとまってしまって、非常に困ることが多いというふうに思います。

今後、農業に関しましても食料・農業・農村の基本計画も新しくされるわけでもございますが、やはり自給率を上げていかないとこういふときには全然対処できないということになるかと思えます。しっかりと中山間地におきましても農業政策をしっかりと支援いただきまして、我々が安心して農業ができるような環境になっていければというふうに思っております。

私ども、田植えが始まっているということでございますけど、頑張っていた方がいいものをつくるのが一番だというふうに思います。頑張っていたきたいと思えます。

それでは、これから5月総会を開会したいというふうに思います。よろしくお願いたします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員はゼロ名で、出席委員は18名中18名となっております。定足数に達しておりますので、5月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は15番委員、16番委員を指名いたします。

日程2、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

主事

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は10件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,302㎡、畑1筆239㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員

議長。

議長

はい、13番委員。

13番委員

はい、13番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

去る5月1日に現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人はご近所でもありまして、譲受人はこの申請地を借用しまして耕作を続けておりました。譲渡人は会社勤めで農業までなかなか手が回らないという状況でございまして、そこで譲受人と協議の結果、今回売買の話がまとまりまして、申請するものでございます。

譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は現在米作を中心に50アールの農地を耕作しております。主に譲受人と息子さん2人で耕作をしております。所有農機具は田植え機からコンバインまで一式所有しておりまして、申請地を取得後も米作を中心に耕作をするということでございました。

以上、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、市外と落合の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田6筆3，909㎡、畑1筆915㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2につきまして、去る5月3日に譲受人との面談を行い、調査を実施しましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。

まず、権利移転する事由の詳細でございますけれども、譲受人は現在自営業を営みながら両親が保有しております農地の耕作を行っておりますけれども、自営しながらでもできる農業を自分でやり収入を得ていきたいというふうを考えて、近隣の農地を探していました。こういった中で、自宅からすぐ近くの譲渡人の実家が両親が亡くなりまして、耕作者が不在となり管理できなくなったことから、誰かできる人を探していたということでございまして、このたびの売買の話がまとまったものでございます。

譲受人は自宅での耕作等維持管理については既に行っております、農作業に必要な農機具につきましてもトラクターなどの農機具を保有しており、申請地についても今後適切な農地管理を行い収益が少しでも上げていけるように耕作を行っていくということでございました。その他指摘事項は特にございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆140㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 はい、2番です。

議案番号3について説明いたします。

譲受人は、このたび新規就農で、2年間の研修を行いまして、主にブドウ作

で新規参入した方です。今、久世に住んでおりますが、 の譲渡人の古い民家を買取りまして、そこに家族ともども定住しながら 地区、
 地区の高齢化に伴い離農されましたブドウを引き受けて栽培する予定です。この畑は、譲渡人は既に東京在住でして、その古い民家に続いた畑であります。今久世で9kmですけれども、新しく購入された宅地のすぐそばにある土地を購入するということです。

ブドウ栽培はこれから4軒ほどの50アール以上の農地を農地中間管理機構を通じて借り受けまして営農を始める方でございますので、何ら問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、労力不足によりまして、市外の譲受人に、申請農地、田4筆3, 679㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号4番について、譲渡人に5月4日に現地確認と話を聞きました。それと、申請人の方に5月7日に話を聞きました。

権利移転の事由の詳細ですが、譲渡人のご主人が長年にわたり水稻を耕作されてきましたが、平成10年に亡くなり、譲渡人の手に負えないことから、知人のライスセンターの方に耕作してくれる人を探していただきました。すぐに見つかり、水稻や小豆をつくっていましたが、今年の4月に契約が切れ放置になっていました。譲渡人が高齢により労力不足、後継者がいないことから、以前土地を譲り受けてくれた人に話をしたところ、快く話がまとまり、このたび売買の申請になります。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は市外に住んでいますが、兼業農家であり、すぐ近くに所有の農地があり、会社が休みの日には譲受人のご夫婦と息子さんの3人で農作業をされています。農機具も一式所有しており、車で来ればそんなに時間はかからないので、取得後も農作業に従事していくものと認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございますが、八束の譲渡人が、耕作不便によりまして、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆59㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議 長 はい、31番推進委員。

担当推進委員 31番推進委員です。

議案番号5について報告します。

去る4月30日、譲受人立ち会いのもとに現地確認を行いました。

権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は以前久世地内に居住しておりましたが、現在は蒜山富掛田地内に居住しておられます。蒜山へ移転後は、当該農地近くに住んでいる親戚の人に管理をしてもらっておりましたが、このたび譲渡人が申請農地の近くに畑を所有している譲受人に売買の話申し込んで話がまとまったものです。

譲受人は4人世帯で、譲受人が主に水稻を中心に農業に従事しております。

また、妻も補助的に従事しております。農作業従事日数を満たしておるものと思います。譲受人に話を聞いたところ、貸付地はなく一部作業委託しておりますが、全て譲受人が耕作しております。農機具はトラクター、田植え機、管理機等を所有しており、譲受地についても引き続き耕作をされるものと思われま。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等について問題はないものと思われまので、ご審議方よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆554㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議 長 はい、34番推進委員。

担当推進委員 34番です。

番号6につきましては、去る4月29日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。譲渡人とは5月9日に電話確認をしております。

権利移転する事由の詳細についてですが、譲受人は譲渡人の先代より借り受

けており、長年耕作をしておりました。譲渡人の実家は申請地近隣の真庭市組にあり、最近まで住んでおりましたが、ここ最近1人では不安だということで美咲町のほうへ兄が住んでおりますので、そちらに転居されております。母親も健在なんですけど、高齢になり現在老人施設に入所しており、本人も単身のため以前より耕作していた譲渡人へ贈与の話が今回まとまったため、申請を行ったものです。

譲受人の耕作状況等についてですが、譲受人は農地を38アール所有しており、申請地隣接の田も現在耕作しております。トラクター、田植え機、コンバインも所有しており、夫婦及び息子の3人で引き続き耕作予定です。その他指摘事項は特にございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、湯原の譲受人に、申請農地、畑1筆158㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 はい、7番です。

本件につきましては、去る5月3日に譲受人立ち会いのもと現地確認と聞き取り調査を行いました。

譲渡人と譲受人は近所関係にあり、譲渡人は長年にわたり岡山市に在住しており、両親も亡くなり自宅は空き家となっているため、譲受人が管理をしてきました。このたび譲渡人の強い要望により権利移転の話が成立したものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は妻と2人暮らしの兼業農家で水稲約50アールを作付しています。今回対象となっている畑は、既に自家用野菜を作付して十分な管理を行っております。トラクター、田植え機など農機具も一式完備しており、農地取得後も今までどおり農作業に従事されるものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく願いします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号8でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じ

く八束の譲受人に、申請農地、田2筆4, 370㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、41番推進委員。

担当推進委員 はい、41番推進委員です。

議案番号8について5月2日譲渡人に聞き取り、5月3日に譲受人に聞き取りを行いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人、譲渡人の関係は、譲受人がおいで譲渡人がおじです。もともとこの申請地は譲受人の親の名義でありましたが、親が事業に失敗しこの申請地が他人名義になるのを防ぐために当時の譲渡人が権利を取得し、現在まで耕作をしてこられました。最近になり年齢も高齢になり、体力も衰えて耕作面積の縮小を考えていました。そこで譲受人にこの申請地を取得する相談をしたところ、譲受人がこの申請地を取得するというところで権利移転がまとまりました。

譲受人及び世帯員の耕作状況ですが、譲受人は母親、子供2人は市外に在住です、と2人で約10アール弱の畑で自家野菜を栽培されています。申請地取得後も農作業に従事すると認められます。その他の指摘事項は特にありません。審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明があります。

主事 すいません、失礼します。

今の8番につきまして、備考にある価格について書き方がわかりにくいということがありましたので、説明をつけ加えさせていただきます。

こちらは、2筆で価格が、2筆合わせての取引になっておりまして、実際には■■■■円2筆で取引をされたものに対して10アールで換算しておりますので、■■■万円というのは2筆合わせて10アールの換算をしたものになります。濟いませぬ、わかりにくくて申しわけありませんでした。

1ページ目にあります4番につきましても、4筆合計して取引されたものの価格を10アールで換算しておりますので、濟いませぬ、つけ加えさせていただきます。

議長 8番は10アール当たりの値段ということで、2筆合計というのは消していただいてもよろしいです。10アールの価格ということです。

それでは、番号9について、事務局より説明をお願いいたします。

主 事 番号9でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆3,008㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、41番推進委員。

担当推進委員 41番推進委員です。

議案番号9について説明させていただきます。

4月30日に譲渡人、譲受人双方に立ち会いをいただき、現地確認を行いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人、譲渡人は近所同士です。譲受人は長年にわたりこの申請地を譲渡人から借りて飼料作物を耕作してこられました。譲渡人には後継者もなく、自身も耕作管理の意志もないため、所有権移転の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

続きまして、譲受人及び世帯人の耕作状況ですが、譲受人は妻、息子、父の4人で主に酪農業で牛約100頭を飼育されております。耕作状況ですが、自分所有、借地を合わせ飼料作物約25ヘクタール、水稻80アールを耕作されています。申請地取得後も農作業に従事すると認められます。

以上のおり耕作状況及び従事日数には問題ないと思われまふ。よろしくお願ひいたします。指摘事項は特にありません。

議 長 ありがとうございます。

10番は取り下げられましたので、11番につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号11でございますが、勝山の譲渡人が、相続財産の処分によりまして、川上の譲受人に、申請農地、田5筆5,028㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、5月2日に譲受人立ち会いのもと現地調査をさせていただきました。

譲受人と譲渡人は知人関係にあり、譲渡人に依頼されて取得することになったものであります。譲受人は夫婦2人ではあるが、農機器具等も一式そろっ

ており、所有する農地は全て耕作されており、取得後も有効に利用されるものと思います。指摘事項も特にありませんので、審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑はないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

参 事

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

参 事

議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、美容院を経営していますが、来店客の大半は店の立地上車での来店となっております。店舗周辺には駐車スペースが狭く、路上駐車や道路にはみ出した状態となることもあり、交通安全上問題であることから、以前より駐車場を探しておられました。このたび高齢となり、耕作をやめるので土地を購入してほしいと譲渡人（勝山）より申し出があり、駐車場として利用できる土地を探していたことから話がまとまり、申請地田1筆746㎡を譲り受け、露天駐車場に整備するため転用申請するものです。譲受人の家族が使用する部分と来客用で使用する駐車スペースを整備しても

敷地面積が広いと、隣の家の車の路上駐車となり、通行に支障を来すことがあるため、分筆して購入の話を持ちかけられたようです。しかしながら、金銭的な面で購入の話がまとまりませんでした。隣の家の路上駐車することを心配されていることと、仕事上10トンダンプをとめないといけないことから、譲受人が一括購入し駐車場整備を行った後に、賃貸借契約を結び貸し付けることで合意され、覚書も添付されています。

申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、縦断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、34番推進委員。

担当推進委員 はい、34番です。

番号1については、去る5月10日に譲受人、譲渡人及び譲受人の賃借人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人は長年申請地で水稻をしておりましたが、高齢による労力不足、また子息も近隣に住んでいないため、以前から話があった申請地近隣在住の譲受人の露天駐車場として利用申請するものです。譲受人は美容院を経営しており、現在の来客用駐車場では手狭なため、かねてより駐車場を探していました。計画としては来客用駐車場4台、自家用駐車場3台と譲受人隣接の方の賃貸借駐車場、普通車3台と大型ダンプ1台として利用するものです。当初は、先ほど事務局から説明のありましたとおり分筆して2件分として購入計画をしておりましたが、金銭的事由により譲受人の単独購入となり、一部賃貸借という形になりました。

申請地の位置等ですが、■■■■より西へ約1キロ■■■■沿いで■■■■に隣接しております。譲受人自宅の私道を挟み、真向かいに位置しております。周辺の状況等ですが、東側に■■■■、西が私道、南も私道、北は雑種地で現在■■■■を設置している場所です。周辺農地への影響ですが、周辺には一切農地などはないため、特にございません。その他指摘事項も特にございません。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第27号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第28号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第28号について。

4ページをお開きください。

議案第28号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年5月12日付で公告の予定でございます。

本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全139筆、17ページの所有権移転につきましては畑4筆、3,440㎡、畑1筆、17,052㎡が所有者から農地中間管理機構へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第28号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第29号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程6、議案第30号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第29号について。

20ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして、集積計画が上がっております。

続きまして、議案第30号について、お聞きください。

議案第30号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、令和2年5月12日付で公告の予定でございます。

配分計画案につきましては議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えますので、お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第29号、議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第29号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第30号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、議案第31号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 それでは、追加で送付させていただきました議案第31号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてご説明いたします。

この決定につきましては、農林水産省経営局長通知に基づきまして、全ての農業委員会において取り組み、みずから活動の点検、評価を行うものでございます。

2ページをごらんください。

2ページの左側は、令和2年3月31日現在の農業委員会の現状となっておりますので、お目通しください。

右側のページをごらんください。

時計文字2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

管内の農地面積5,590ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積1,306ヘクタール、集積率は23.36%となっております。遊休化、荒廃農地の拡大を防ぐ取り組みとして、担い手の確保及び集積、集約化を強化することが課題になります。

2番目の令和元年度の目標及び実績でございます。昨年度定めた集積目標1,310ヘクタールに対し、集積実績1,386ヘクタールということで、達成状況は105%となっております。

3番目の目標の達成に向けた活動でございます。活動実績といたしまして、

通年、随時相談業務等における農業者に対する利用権設定制度や農地中間管理事業の周知、利用集積に向けた掘り起こしの活動を実施しました。また、提出していただいている活動記録により、新規就農者への相談対応等が見受けられ、担い手確保の取り組み実績がありました。

4番目の目標及び活動に対する評価でございます。上段、目標に対する評価といたしましては、目標以上の集積が行えています。今後は全体の集積のうち認定農業者や人・農地プランに加入している担い手への新規実績面積を増加させる取り組みが必要になります。下段、活動に対する評価といたしまして、引き続き農地中間管理事業の周知を行い、農地中間管理事業を中心に担い手への新規集積の推進を実施してきました。また、皆様にご提出いただいている活動記録簿より、新規就農者からの相談対応も見受けられましたので、今後も積極的に新規就農者への対応をお願いいたします。

3ページをごらんください。

時計文字3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

平成28年度以降の新規参入者は、28年度が11経営体、29年度が12経営体、30年度が12経営体となっております。

2番目の令和元年度の目標及び実績でございます。参入目標10経営体、その経営体の目標集積面積3ヘクタールに対しまして、参入実績は11経営体、集積面積8ヘクタールとなっております。

3番、4番の目標の達成に向けた活動、評価でございますが、各委員さんで新規参入者からの相談対応をいただいたことや、事務局も関係機関と連携し、新規参入確保と農地の貸し付けが実施できました。

続きまして、3ページ、右の時計文字4番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

現状管内の農地面積5,616ヘクタールに対しまして、遊休農地面積が35ヘクタールとなっております。割合は0.62%でございます。

2番目、令和元年度の解消目標は5ヘクタールで、皆様にご協力いただいた現地確認の結果より、解消実績は16ヘクタールでありました。

3番目、2の目標の達成に向けた活動といたしまして、計画といたしましては現在現地確認を8月から9月にかけて行っていただき、利用意向調査を11月から12月に行う計画でしたが、下段実績といたしましては現地確認が9月から11月、取りまとめ時期が1月から3月、利用意向調査時期は3月中に実施しておりますので、「～現在中」を消していただき、修正をよろしく申し上げます。

意向調査の対象者が膨大であることより、令和2年度を通して実施する予定で、3月中に第1回目の調査ということで、蒜山地区の対象者に送付いたし

ました。左の第32条第1項第1号が判定3再生可能な荒廃農地で442筆、51ヘクタール、真ん中の第2号が判定2の低利用農地で283筆、28ヘクタール、右の第33条は耕作に従事する者が不在な農地や、今後不在となることが確実な農地を対象としているので、対象はありませんでした。第2回以降の送付は順次行ってまいります。

4番、目標及び活動に対する評価でございますが、昨年度の配付をさせていただいた地図が現状と大きく異なっており、委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたので、本年度は現状を地図に反映いたします。また、意向調査の結果、農地への復旧をしないと回答のあった農地につきましては、非農地にする手続を行ってまいります。

続きまして、4ページをごらんください。

時計文字5番、違反転用への適切な対応でございます。

1番目、現状及び課題でございますが、違反転用は見られませんでした。今後遊休農地の増加が懸念される中、農地パトロールの実施等により早期発見、未然防止に努めていくことといたします。

続きまして、右側のページ、時計文字6番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

3条申請が70件、4条、5条の転用申請が合わせて91件となっており、標準処理期間は申請受け付けから25日と定められておりますが、平均しても25日で処理を行っております。

続きまして、5ページをごらんください。

3番目、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。管内の農地所有適格法人は22法人となっており、報告の提出がある法人は5法人であることから、今後提出の督促を行います。

続きまして、右側をごらんください。

地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容につきましては、記載のとおりです。

以上、簡単ではございますが、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、しばらくお目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

担当推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

担当推進委員 失礼します。

まず、以前もお願いしたと思うんですけど、こういう資料というか書類はA4で両面にしていただきたいんです。非常に扱いづらくて、片面だけですので、無駄も多いと思いますし、作業効率からいってもそのほうが良いかと思います。

それから、この書類全体ですけれども、非常にわかりにくくて、私の読解力のなさもあるかもしれませんが、よくわからないものが非常に多いんです。例えば、2ページの農業の概要というところの数値が出ていますけれども、畑というのがありますけれども、2番目の経営耕地面積、畑が1, 133、それでここは牧草畑と書いてるんですけども、農地台帳面積というのはこの2, 335にこの171という区間の牧草畑というのは入ってないんですね。何のことだろうと思ったのと、それから2ページの2の担い手へのところの現状及び課題の管内の農地面積、ここは5, 590となってるんですが、3ページ目の4の遊休農地のところの面積は5, 616、数値が違うんです。

こうやってみると、内容をもとにどう判断していったらいいのかというのが非常にわかりにくいものになっとるし、それから活動のところ、例えば2ページの3の目標の達成に向けた活動というふうに書いてある下に、活動実績は目標の達成のために何月に何日何を行ったのかなど詳細かつ具体的に記入というふうになっとるんですけども、非常に抽象的でわかりにくい。それから、3ページの左側の4番、目標及び活動に対する評価の活動に対する評価ですけども、ここももう新規参入者へ農業委員会の新規参入者に関して農業委員会の関与を高めていく必要がある、ここもちょっと私は意味がわからないし、遊休農地に関しては、このところも大規模に昨年行われたんですけども、本来の目標としてた時期がずれたことについて、そのことも本来は提案があったときにこういったものが送られてくるんでどうなるかというのを質問しなきゃいけなかったんですけども、このこと自体がごっそりぬけてたんで、質問できなかつたんですけども、やっぱりそういうことにちゃんと触れておく必要もあるかというふうに思うんです。そういうふうにトータルに総括していかないと次の課題にいけないというふうに思いますので、もう少し全体を通してわかりやすい形にさせていただければなと思っています。

何でそんなふうになるかという、一つには真庭市全体でくくっているんで非常にわかりにくいと私は思うもんですので、北房なら北房地区でやってくると非常にわかりやすいですし、こことこことなるとわかるので、次の、今年度の目標になりますけど、そこは旧町単位の地区ごとで書いてたほうが私としては非常にわかりやすいし、取り組みやすいと。全体でされると非常にわ

かりにくいですし、活動も非常にやりにくくなったりしますので、そういったところも改めて検討いただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

参事 よろしいですか。

議長 はい。

参事 失礼します。

まず、A4両面というのは、済いません、忘れておりました。申しわけありません。以後気をつけます。

数値については、主事のほうが一応調べておりますので、後ほど説明させていただきますが、様式につきましてはこれもう定められているものです。なので、余り加工ができない。逆に加工してしまうと、表記、記載内容は変えることはできますけども、様式自体は変えることはできません。あと、数値の入力というか表示する根拠につきましても、もう決められたものがあります。ホームページのほうにもこの様式で公表することになりますので、様式自体についてはご理解をいただければと思います。

主事 すいません、失礼します。

管内の農地面積ということで、2ページの時計文字2番、担い手への農地の利用集積・集約化の1現状及び課題というところの管内農地面積ですが、こちらは平成31年4月現在のものを記載するようになっております。こちらが昨年度平成30年度の実績を記入させていただいております。

3ページ目の時計文字4、遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題も、現状が平成31年4月現在のものを入力、記入ということであるんですけれども、その下に注意書きの1、管内農地面積は、活動計画に記載した農地及び作付面積統計における農地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した32条第1項1号ということで、昨年度の現地確認で判定した3番を合計させていただいており、数値が違っているようになっておりますが、下に注意書きだけでは数字がわかりにくいところもあるかと思っておりますので、今後対応を事務局で考えます。大変申しわけありませんでした。

参事 数々いただいたご意見、多分説明をされてもなかなかわかりづらいことがあると思うので、何か数字の表でも作成して、また個別に、個別というか皆さんにですけどお送りするようにします。それでよろしいですか。

担当推進委員 それはそれでもいいんですけれども、さっきから形そのものが、この様式がこんななのでもう決められてるということなんだけれども。

ただ、実際にやるのは農業委員会、我々ですので、そこの中にちゃんと落ち

ないとやれないということがありますので、形だけとなればそれでいいかというように思いますけども、やはり推進委員として役割も与えられていますし、報酬をいただきますので、そういうわけにいかないと思いますので、その具体案を例えばさっき言いましたように、もうちょっと地区毎で落とすような案を設けていただくかというふうな形でやっていかないと、やっていく上でピンときませんので、そのところも検討いただければなと思います。

参事 ありがとうございます。地域の農業委員さんとか推進委員さんの中での地域活動ということだと思んですけども、そういう具体的な活動内容とかを表にしてやっていこうというようなご意見ですね。

ことし、入れようと思ったんですけども、活動実績もそうですけども、活動計画も入れようと思ったんです、正直。そしたら、今の現状が現状だったので、これを計画するに当たって、評価をするに当たって、余りその具体的な例を入れておいて、実際にコロナの関係も踏まえ活動ができなかったときにどうしようかっていうのが頭をよぎったもので、私がもうちょっと計画のほうについての話ですけど、説明をちょっとはしょってしまったと思います。

なので、もちろん地域活動ということで動いていただきたいことは多々あります。人・農地プラン実質化とか国庫の対策も始まっていく中で農業委員さんとか推進委員さんに地域に入って遊休農地の解消に向けた活動とかももちろんお願いするという予定ではあるんですが、こちらに書いてしまうとどうしても評価をしていかないといけなくなるので、あえて外したといいますか、そういう思いもあります。濟いませぬ、いろいろご意見ありがとうございます。今後注意します。よろしくお願ひします。

また、指示はさせていただきます。

担当推進委員 はい、要はやれなかったらやれなかったで、そこはちゃんと振り返りをして、なぜできなかったのかというふうにすればいいわけで、そうしないと前に行かないと思ひますね。いつまでたっても同じことをやって、同じことの繰り返して、ことし書いたことをちょっと変えて、来年の目標にしという感じを受けなくもないんで、その後ところは変えていくためにも、そこはやっていかないといけなかなというふうに思ひますので。

参事 わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにはございませぬか。

<「なし」の声>

議長 よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第31号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程8、議案第32号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。
議長 はい、事務局。
主事 議案第32号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について説明いたします。
それでは、7ページをごらんください。
右側時計文字2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。
1番目、現状及び課題といたしまして、管内の農地面積5,610ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積1,386ヘクタールということで、集積率は24.7%の現状でございます。
2番目、令和2年度の目標及び活動計画でございますが、令和元年度実績より微量増加させ、集積面積は1,390ヘクタール、うち新規集積面積は6ヘクタールとしております。
続きまして、時計文字3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。
1番目、現状は先ほどの点検・評価と同じ数字でございます。
2番目、令和2年度の目標及び活動計画は、参入目標は昨年度実績より12経営体、23ヘクタールを目標とし、達成するための活動といたしまして関係機関と連携し、新規就農希望者の情報を入手し、農業委員の協力も得てスムーズな地域での就農支援を目指します。
続きまして、8ページをごらんください。
時計文字4番、遊休農地に関する措置でございます。
まず、1番目の現状及び課題ですが、令和2年4月現在の遊休農地は、昨年の現地確認により472ヘクタールでございます。
2番目、令和2年度の目標及び活動計画ですが、令和元年度実績より現在472ヘクタールのうち20ヘクタールの解消を目標といたします。
続きまして、時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

現在のところ違反転用の報告を要する案件は来ておりませんので、ゼロヘクターということでございます。

続きまして、2番目の令和2年度の活動計画案でございますが、農地を農地以外の目的に転用するには、農地法による農業委員会の許可が必要であるということを農業者を初め広く市民の皆様に農業委員会広報の周知を行うとともに、違反転用を発生させないよう現地確認の際に調査していただく。また、今年度の現地確認調査の前に告知放送、広報紙等により調査実施を周知し、市民に広く調査のご理解を得ます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

議長 はい、どうぞ。

12番委員 ごめんなさい。

3番目の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進のところですか。その、ちょっとアバウトな話なんですけれども、課題と活動計画の部分です。新規就農者の参入といいますか対策というのはとても大事な仕事やと思ってるんです。それについては、彼らは真庭市の農地をこれから守っていつてくれる人ですから、ぜひ大切にこの仕事をしてほしいんです。ほんで、これまでずっとやられてるのは、来てくれる人を探す、来てくれた人に対して営農指導をする、土地を提供する、情報を提供する、本人に対する指導を非常に力を入れてやってきてくださってるんです。

今気になってる点なんですけれども、相対してそれを受ける側の地域の意識です。例えば、新しい人がやってきて仕事をしようたら、新しい土地で新しい農業という仕事をしようたら、周りの人からあの人にはよそ者や、わしらとは別やという冷たい目で見られることが間々あるのが現実なんです。これは、本人にとったらなかなかつらいもんがあります。途中で挫折してしまうような原因になったりする。

そこで、役所の支援だけじゃなくて、新規就農者を受け入れている地域の人全体で支える機運みたいなものを、これは例えば農業にかかわる農業委員のような人たちから機運を高めていく必要があるんちゃうかなと私、背景的には思うわけなんです。新しく来た人には心を開いて一緒にやっっていこなと、あるいは意見違う人もおってです。若くて兄ちゃんみたいな、ピアスしとるような兄ちゃんもおるけど、けれども意見のどこかが違うとって一緒に認め合っやっていこなと、そういう意識を醸成していくっていうのが必要

じゃないかと常々思っております。

これは、実は昨年3月に実施しました真庭市女性農業者意見交換会の中でも出された、女の人たちから出された意見です。これについては行政の中で反映させていただきたいという旨、農業振興課長に文書でご報告申し上げております。そういう意味もありますし、意識の問題というたら何回も何回も、あっちでもこっちでも事あるごとに位置づけて、まあええかげんなもんなんですよ。でも、そうすることで親切やなど、私も農業しっかりやっていこうかって、みんな頑張ってくれてるんだと農業人が育っていくんじゃないかと思うんです。

つらつら言いましたけど、たったこんだけのスペースにそんなぎょうさん書かれへんっていうのはわかってるんですけど、この課題と活動計画の中にこの私の申し上げる趣旨をうまいこと組み込んで、ぜひ載せていってもらいと何かうれしいです。ほんなら、去年やった女性の会の意見も反映させたことになると、私、皆さんに胸を張って言うことができます。よろしく願いいたします。

議長 事務局のほうから。

参事 12番委員、後で残っていただいて、今ご意見いただきましたけども、活動計画の中にこういった文言を載せさせていただこうと事務局的には思っておりますが、修正のほうはもうこちらでお任せいただいてもよろしいですか。

<「異議なし」の声>

参事 ありがとうございます。では、12番委員、後で残って相談をさせていただきます。

議長 ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第13号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

主 事
議 長
主 事

はい、議長。

はい、事務局。

元の議案に戻ります。

21ページをお開きください。

報告第13号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。畑1筆601㎡のうち58㎡を農機具庫にするものです。

1ページお進みください。

報告第14号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、借借人、賃貸人、ともに八束です。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いします。

議 長

日程9、報告第13号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長

ないようです。

事務局からは。

参 事

はい。

議 長

はい。

参 事

濟いませぬ。その他というところで、さきにお話をさせていただきました。総会開催に伴う運用方針ということになるんですけども、事務連絡のときに資料をお出ししておりますが、4月17日県内の緊急事態宣言を受けまして、農業委員会総会の運営方法等につきまして、3つの密、密閉、密集、密接を避ける方法での総会の開催を対応を図るというような書面を出されているところです。

真庭市農業委員会事務局としましては、3つの密を避ける方法として本日総会会場を変更させていただいて、換気、消毒等をして、通常どおり総会のほうを開催させていただいてるところです。真庭市内、感染者ゼロということもありまして、苦肉の策といいますか、きょうの総会まで開催方法をすごく心配しながら準備をしてきたところなんですけど、今後も事務局としては久世公民館、勝山の文化センターの大ホールを現在押さえさせていただいてるところです。その場所に変更させていただき、消毒、換気、できる限りの密接を避けながら開催に務めると、開催させていただければというふうに思っておるところなんですけども、今回のきょうのこの状況を踏まえて、農業委員さん、推進委員さん、感じられたこととか今後の総会開催について何かご意見がいただければ非常にありがたいなと思っておるところです。ご意見いただければと、会長よろしいですか。

議 長

事務局の説明がありましたけど、今後の会場の、この総会のあり方についてどういうふうに持っていくかということでございます。

ご意見ありましたらお願いいたします。

緊急事態宣言が出されておりますけど、この流れですと多分退治というか勝てるのではないかという思いもしております。今後市の方針としてはそこらへんの発表というのはいないですか。

参 事

50名以下の会議ということになると、密接、密閉、消毒、そういうことを対応しながらの開催であると、今のところ平常の開催でオーケーなんですけど、聞くところによると市内の関係、会議等についても会議中止にしてる案件もありますんで、今後、全員出席いただければ50名ちょうどぐらいになる総会になりますので、状況としては心配な面も持ちながら、きょうちょっと総会の話をしていかなければと思っております。

7 番委員

解除が解けてもこういう形を継続していくという考え方でいいんじゃないん。

参 事

そうです。原則、集まっていたら参集していただいて議決をとるのが方針ではありますので、資料の一番最後、3ページの3というところでも農業会議がSNSを使ったものとか、テレビ会議とか、そういうものでやっってはどうかというような案も提示されとるんですけど、真庭市の現状のそういう環境、そこはちょっと無理だと思います。

農業委員さんに議決権がある中で過半の人数で開催してもいいよというような内容の案も上がってまして、事務局としてはそこを、その対応が一番ベストかなというふうには思っているんですけども、何分感染者ゼロというほかに市のほうからも大きく会議を自粛といいますかそういう指示もない中でずっと4月から来てる流れですんで、今後よどんでいくということは少し想定

されるとは思いますけども、やはり40名から50名の間での開催になっているので、皆さんも心配されている方も少なくはないとっておりますので、相談を持ちかけさせていただいたんです。

事務局長

会長。

議長

はい、どうぞ。

事務局長

濟いませぬ、先ほど参事のほうも言ったんですけれども、この会場程度の会場は12月まではとっております。勝山の大会場と言いましたけど、大会議室です。大体ここと同程度の面積が確保できるかなということで、約50名ということになるんですけれども、できれば事務局としてはこういった広い会場を確保させていただいて、本日と同様の形でやらせていただければなというふうな思いではおります。

ただ、時期が時期ですので、万全を期した上でやっていくということで委員の皆さんにはご理解いただければなというような思いで準備のほうはやっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。その中で皆さんのご意見がいただければなということで、参事のほうから出してもらってるところなんですけども、どうぞよろしくお願ひします。

議長

今、事務局よりありましたように、できればこのような格好で続けていきたいということです。いかがでしょうか。

<「よろしい」の声>

議長

よろしいですか。

それでは、反対の方がおられましたら。

<「なし」の声>

議長

よろしいですか。

それじゃあ、注意しながらこの形態でやっていくということでいきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして5月総会を閉会したいと思ひます。

6月総会は6月10日水曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前11時10分 閉会)